

これからの中学校教育と地域社会

2023年3月1日(水) 19:00～20:30
十日町市立中学校のあり方検討委員会
配布用40スライド(当日75スライド)
雲尾 周(新潟大学)kumoo@ed.niigata-u.ac.jp

本日の構成

- はじめに～小中一貫教育の可能性【スライド3-5】
1. 地域づくりとコミュニティ・スクール【6-18】
 2. 学習指導要領の示すもの【19-30】
 3. かわる学校のかたち【31-59】
 4. 地域学校協働活動／本部【60-67】
 5. 学校の課題と地域の課題【68-72】
- おわりに【73-75】

学びの接続を重視した授業づくり

十日町の子はどんな子なのか？ = 実態把握

十日町の子をどんなふう to 育てたい？ = 目標

- 学びの履歴・将来の学びを見据えた授業づくり
- 小中連携による指導案検討会
- 小小連携による授業実践
- 中学校区のNRTの分析結果を生かした授業づくり

⇒ 9年間を見通すことの大切さ

学びは接続しているか

- 「総合」を柱としたカリキュラムの構築の限界
(全科担任制と教科担任制の違い、要素の膨大さ、系統性・段階性の不安定……)
 - 教科内における9年間カリキュラム
 - ⇔ ・教科横断的に立てるものはないのか。
 - ・地域教材はどこまで可能か。
 - 「中学校区で育てる子ども像」が教科だけでは見えてこない。
- ⇒ グランドデザインからの「目標の連鎖」

1. 地域づくりとコミュニティ・スクール

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(中教審186号)平成27年12月21日

文部科学省トップ> 政策・審議会> 審議会情報> 中央教育審議会> 諮問・答申等
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm

第1章 第2節 1. (3)学校を核とした地域づくりの推進

地方創生の観点からも、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子供たちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要である。成熟した地域が創られていくことは、子供たちの豊かな成長にもつながり、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことにもつながっていく。また、地域住民が学校を核とした連携・協働の取組に参画することは、高齢者も含めた住民一人一人の活躍の場を創出し、まさに活力を生み出す。さらに、地域と学校が協働し、安心して子供たちを育てられる環境を整備することは、その地域自身の魅力となり、地域に若い世代を呼び込み、地方創生の実現につながる。一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、子供の育ちを軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していく視点が重要である。子供たちも、総合的な学習の時間や、放課後・土曜日、夏期休業中等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方の関係づくりが期待される。【11頁】

第2章 第2節 2. (5)これからの学校運営協議会の制度的位置付けの検討

これからの公立学校は地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であり、今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すべきである。【27-28頁】

第2章 第3節 1. (2)学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

コミュニティ・スクールを通じ、地域住民や保護者等の力を学校運営に生かしていくことが、子供たちの学びを豊かにし、学校の組織としての力を高め、学校を一層活性化していく基盤となることを、現場の教職員全体の共通認識としていく必要がある。

...一方、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校の中で学校と地域をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。

...教職員がチームとして学校運営に関わるという観点等から、事務職員が学校運営に積極的に関わっていく視点が求められる。【34頁】

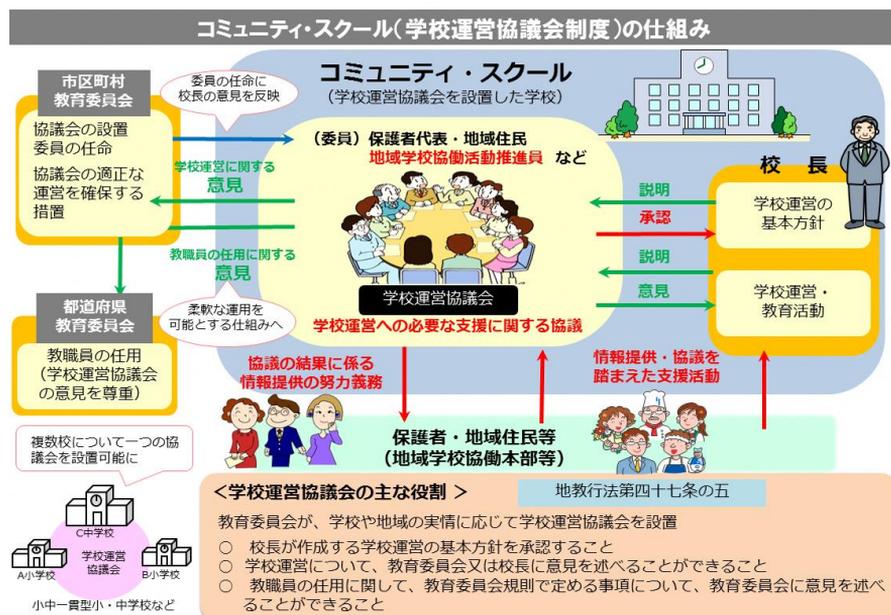
第3章 第3節 1. (2) 地域学校協働本部の在り方

「支援」から「連携・協働」, 「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、次の3要素が必須となる。

- ①コーディネート機能
- ②多様な活動(より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)
- ③継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

具体的にどのような内容の活動が行われるかは、地域の実情、本体制の発展段階に応じ、多様であるものとする。例えば、放課後子供教室から始まり、次に学校の授業の支援が加わり、さらに、郷土学習の共同企画や学校と地域の行事の共催等を実施するという場合もあれば、学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育、家庭教育支援の取組に拡張する場合もある。このように、地域学校協働本部の構築に向けては、このような様々な活動の全てを最初から行うことを求めるのではなく、それぞれの地域における学校との協働活動の進展状況に応じて、まずはその地域と学校の子供たちの成長にとって何が重要であるかを地域で共有しつつ、ある程度の期間を見越したビジョンを持つことが重要である。その上で、その活動主体のコーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の活動する地域住民の参画を得て、活動を広げ、継続的な活動を行って行く中で、徐々に活動を充実し、活動間の横の連携を促進し、学校と地域との連携・協働関係を構築していくことが重要である。【51頁】

地域にとって・学校にとって したい・すべき活動は？



文部科学省「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成29年3月31日改正・同4月1日施行)第47条の5主な変更点(第1項)

改正前

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

改正後

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

地教行法第47条の5主な変更点(第4項、第5項新設)

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

地教行法第47条の5主な変更点（第6項、第7項）

- | | |
|--|---|
| <p>4 学校運営協議会は、<u>当該指定学校</u>の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。</p> <p>5 学校運営協議会は、<u>当該指定学校</u>の職員の採用その他の任用に<u>関する事項</u>について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> | <p>6 学校運営協議会は、<u>対象学校</u>の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。</p> <p>7 学校運営協議会は、<u>対象学校</u>の職員の採用その他の任用に<u>関して教育委員会規則で定める事項</u>について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> |
|--|---|

地教行法第47条の5 第7項 教育委員会規則 「職員の採用その他の任用に関する意見」の例

新潟市学校運営協議会規則(令和2年3月23日新潟市教育委員会規則第1号)

(対象学校の職員の任用に関する意見の申し出)

第13条 協議会は、対象校の職員の任用に関して、特定の職員の任用に関する事項を除き、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた対象学校の職員の任用に関する事項

2 協議会は、前項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるるとき、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

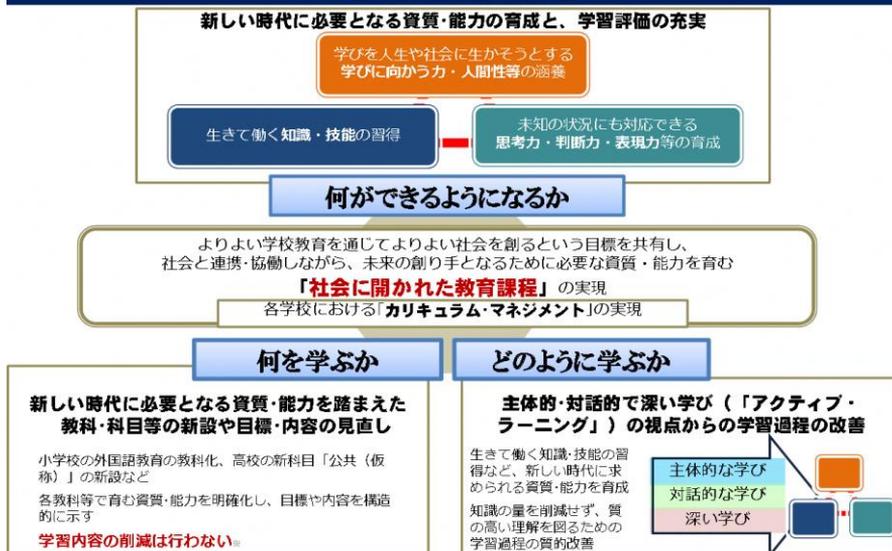
十日町市学校運営協議会の設置等に関する規則(平成29年3月30日教育委員会規則第5号)には規定なし

CS及び地域学校協働本部の学校種別の内訳(令和4年度)

| | コミュニティ・スクール | | | 地域学校協働本部 | | |
|------------|-------------|-------|----------------|----------|-------|----------------|
| | 導入校数 | 導入率 | 増加校数 (前年度比) | 整備校数 | 整備率 | 増加校数 (前年度比) |
| 幼稚園 | 325 | 10.6% | 49 | 612 | 20.0% | 59 |
| 小学校 | 9,121 | 49.0% | 2,070 | 13,160 | 70.7% | 590 |
| 中学校 | 4,287 | 47.3% | 948 | 5,976 | 66.0% | 351 |
| 義務教育 学校 | 111 | 69.8% | 16 | 120 | 75.5% | 19 |
| 高等学校 | 975 | 28.0% | 170 | 494 | 14.2% | 59 |
| 中等教育 学校 | 7 | 20.6% | 3 | 4 | 11.8% | 2 |
| 特別支援 学校 | 365 | 35.8% | 109 | 202 | 18.3% | 17 |
| 合計 | 15,221 | 42.9% | 3,365 | 20,568 | 57.9% | 1,097 |

2. 学習指導要領の示すもの

学習指導要領改訂の方向性



※高校教育については、従来の単科目制の単位が大学入学者選抜で問われることが顕著になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を旨とした高大接続改革を進める。

12

小〔中〕学校学習指導要領(平成29年告示)前文より

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標【註：最初に説明されている教育基本法第1条及び第2条のこと】の達成を目指しつつ、一人一人の児童〔生徒〕が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

文部科学省「新しい学習指導要領の考え方―中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ―」(平成29年度小・中学校新教育課程説明会(中央説明会)における文科省説明資料)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716_1.pdf
 スライド11 これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にししながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

- (例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

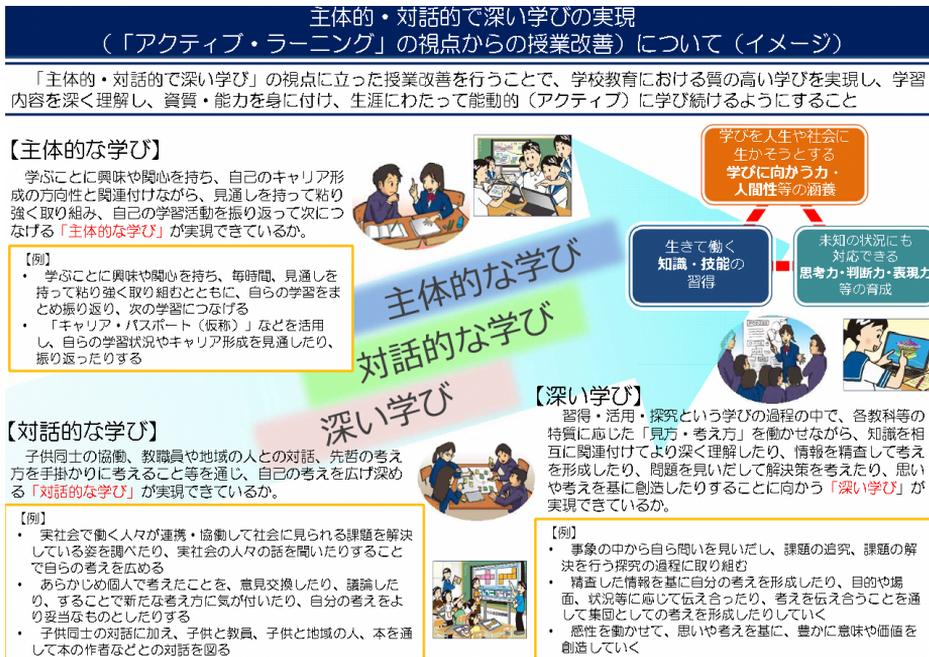
小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。



小[中]学校学習指導要領(平成29年告示)前文続き(末尾部分)

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童[生徒]や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童[生徒]が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童[生徒]や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育[+ 及び小学校教育]の基礎の上に、中学校[高等学校]以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童[生徒]の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小[中]学校学習指導要領を定める。

小〔中〕学校学習指導要領 第1章 総則

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5〔4〕章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

参考

第5〔4〕章 総合的な学習の時間

第1 目標

探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探求的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探求的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探求的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

参考 高等学校学習指導要領

第4章 総合的な探究の時間

第1 目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさ生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。

学習指導要領 第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- イ 他の小〔中〕学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中〔小〕学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

キーワード (地域)社会に開かれた教育課程

何ができるようになるか

どのように学ぶか

カリキュラム・マネジメント

⇒ 学校と地域社会の連携・協働

教科教室型学校の全国動向

全国教科センター方式ネットワーク研究会(教育環境研究所2012年7月更新)を基に・・・

(第1回大会2010年度 カリタス女子中学・第2回11年10月 長岡市立東中・第3回12年11月福井市立至民中・4th15年6月15日同志社中・5th16年11月10日福井市立安居中・6th17年2月16日板橋区立中台中・7th17年10月21日岐阜聖徳学園大学)

- 1987年岩泉町立釜津田中学校から現在100校？
- 岩手県 **岩泉町**立釜津田中学校87・大川中学校88・有芸中学校94
- 福島県 **三春町**立桜中学校91(13統廃合)・要田中学校91【転換時は三春町船曳町学校組合立。01組合解散】・岩江中学校95
13三春中学校(桜中+三春中+沢石中)開校

複数設置している市区町村

茨城県 **大洗町**立南中学校00・第一中学校05

東京都**板橋区**立赤塚第二中学校13・中台中学校16 青山学院中等部1

神奈川県 **川崎市**立はるひ野中学校08【はるひ野小中学校】
川崎市立高等学校附属中学校14 カリタス女子中学高等学校06

福井県 **福井市**立至民中学校08・安居中学校12

岡山県 **倉敷市**立玉島北中学校96・多津美中学校04

広島県 **府中市**立第一中学校06【08より府南学園第一中学校】・
第三中学校06【10より明郷学園明郷中学校】
・府中学園府中中学校08

山口県 **下関市**立夢が丘中学校05・豊北中学校06・川中中学校10

新潟県では **聖籠町**立聖籠中学校01
安塚町立安塚中学校03【05.1.1上越市】

長岡市立東中学校09

湯沢町立湯沢中学校(湯沢学園)16

編成の考え方

- 等質集団編成
 - 各集団を比較したときに「等質」
 - 何を基準に？
 - 学力・成績 男女比 人間関係
 - 居住地 学校行事 ……
- 習熟度別集団編成
 - プレテスト・プレースメントテスト 本人の選択
 - High(人数多め)・Standard・Basic(人数少な目)
- 興味・関心別集団編成

聖籠中の成果と課題

- 授業ごと、単元ごとにクラスを組み替え、多様な人間関係を経験する。自分で授業を選択するという能力、意欲の向上も考えられた。
- 学校内に多様な居場所があり移動も頻繁なため、不登校の子も何かしら学校に来るようにはなった。
- 中央職員室は朝会程度。教科職員室が中心となり、教科の打ち合わせがしやすく力量向上。
- 地域交流棟に住民が常駐することによる効果
- 授業選択を普段のグループで（そのリーダーが）選ぶ傾向においては、自分に合わないレベルをとるものも出る。
- 学級・自分の机という帰属感を必要とする子にとって、休み時間など居場所がない。
- 生徒指導上、学年間での連携が重要であるが、その機会と場所が得にくい。

システムの理念はよいが、「自律した個」を求めるには、生徒の実態が合わなかった ⇒ **平成24年度の成績急上昇！？**

長岡市立東中学校改革推進委員会の計画目標

- ① 教科指導が行いやすい学習環境【知】
- ② クラスや学年のまとまりの重視【徳】
- ③ 通年利用可能な体育施設の充実【体】
- ④ 地域に開き思い出をつなぐ学校【伝統】
- ⑤ 地域の避難所としての機能の強化【防災】

以下、長岡市立東中学校「新たなステージへの飛躍」より一部抜粋
 なお、特殊事情として、③は雪国新潟の必要性、

平成15年 新校舎建築検討委員会発足→検討→平成16年10月23日 中越大地震
 → 中断と⑤の追加→平成19年8月 新校舎建築着工。

教科教室型校舎の特徴と東中式活用

- 国語・社会・数学・英語の教科も専用の教室(教科センター方式)
- 時間割に従って生徒が主体的に教室移動して授業を受ける(教室移動)
- 教科学習に適した教材や掲示物などを整備し、学習環境を充実させる(教科の広場)
- 教科運営に生徒参画。学習への興味関心を高める(教科の広場運営委員会)

「教科の広場運営委員」活動内容

1. 教科の広場、教科教室の展示、掲示
2. 定期テスト用学習プリント作成
3. テスト前を中心に学習教室サポート
4. 教科運営委員だより発行
5. 教科イベントサポートおよび企画参加
6. 学習方法等の紹介
7. 自主研修の発表

教員と生徒の関係を变える

学校がクラスを編成し、固定された教員が指導

⇒

- 習熟度別、興味・関心別集団編成において、生徒が教員を選ぶ
- オープンスペース活用等により、
【1教員・学級生徒】×学年クラス数から、
【学年全担任・学年生徒】へ
- 持ち回り道徳により学年全学級で授業
- グループ担任制(4教員で3学級ローテーションなど)

4. 地域学校協働活動／本部

学校には学校の事情が・・・

地域とつながりにくい

「阻害要因」をあげてみましょう

□

□

地域には地域の事情

が・・・学校とつながりにくい

「阻害要因」をあげてみましょう

学校から地域社会への要請

教科(国語、社会、算数・数学、理科、生活、音楽、図画工作・美術、家庭科・技術家庭、体育・保健体育、外国語、特別の教科道徳)

領域

(外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)

のみにとどまらず・・・

キャリア教育、食育、多文化共生教育、
環境教育、情報教育、健康・福祉教育、国際理解教育、
安全・防災教育、薬物教育、消費者教育、税教育、
市民科、よのなか科、シチズンシップ教育、
ESD・・・

学校だけではできない、学校だけではするものでもない

→ 社会に開かれた教育課程

⇒ 地域課題解決型学習

5. 学校の課題と地域の課題

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(中教審186号)→ CS・地域学校協働活動

教育基本法(2006年12月22日法律第120号)→学校教育法:「義務教育」規定→小中一貫教育

少子高齢化・人口減少・過疎化→中等教育学校・義務教育学校、家庭教育支援

多発する自然災害・ICT化→学校設備等更新

→地域防災の拠点、施設の複合化・多機能化

これら「新しい学校」の根本に自助・共助・公助、新しい公共、地方創生⇒「地域とともにある学校づくり」は不変(むしろ「学校を核にした地域づくり」)

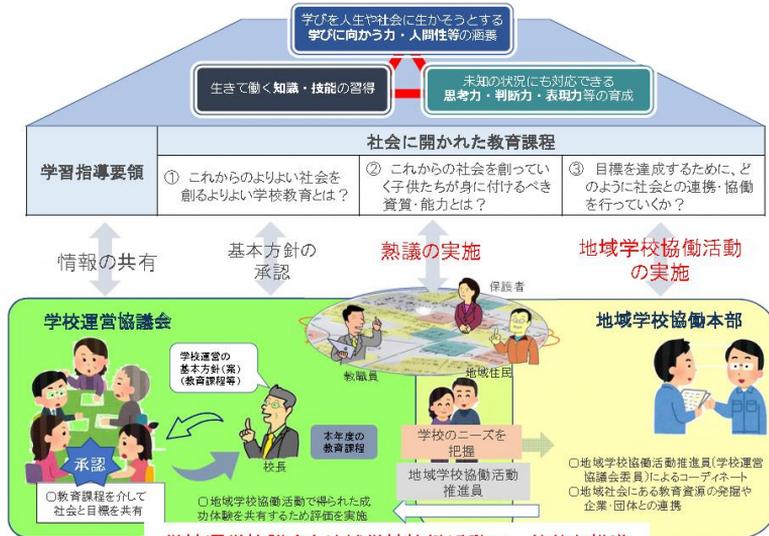
「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」(平成29年3月28日 学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/035/index.htm

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて
【学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議(論点の整理)の概要】



「社会に関わった教育課程」の実現と「地域と学校の連携・協働」



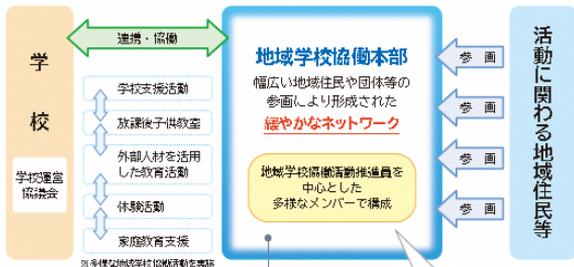
学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進
 学校と地域でつくる学びの未来 > 関連資料・パンフレット

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

文部科学省パンフレット：これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（2020年3月）

地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効です。教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



できることから

- カリキュラム・マネジメントと地域住民が入る仕組みづくり
 (総合、他)

- ①学校の課題抽出
- ②地域の課題抽出
- ③地域学校協働本部の構成員候補との熟議



本部の3つの要素

- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動
- ③ 継続的な活動

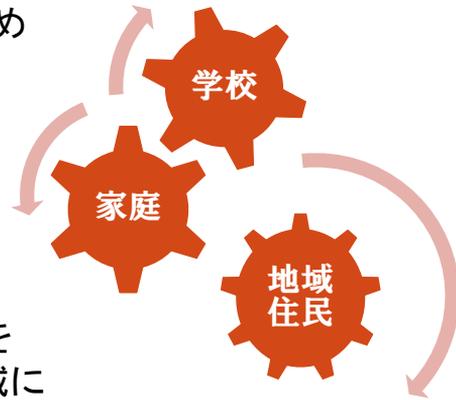
地域学校協働本部の構成員（イメージ）

- 地域学校協働活動推進委員、PTA役員
- 公職代表、自治会、市工芸場所、青年団
- 婦人会、農業委員会、民生委員
- 社会福祉協議会、まちづくり協議会
- 就学支援センター、NPO代表 など

おわりに～地域の集うコミュニティ・スクール～

それぞれの役割を果たしながらも、互いに協力し合い、高め合っている関係

- ・こどものため
- ・自分(たち)自身のため



協議会：支援について協議

協働本部：地域と学校が力を合わせて、こども・学校・地域に資する活動を

義務教育修了までに地域全体で子どもをはぐくむ
義務教育は市町村の責任：小中一貫教育

勤労体験

ボランティア

県外進学

国際交流

↓市町村を出て

↓高校進学・卒業で

↓広がる世界

.....

⇒「根っこ」と「ものさし」を持たせる
小中一貫教育の全体像は中学校区地域づくりへ
9年一貫の学校が、90年一貫の地域生活へ
どんな十日町をつくっていくか